

広島市条例第 22 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市郷土資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市郷土資料館条例の一部を改正する条例

広島市郷土資料館条例（昭和 60 年広島市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（附属展示施設）

第 2 条の 2 郷土資料館に次のとおり附属展示施設を置く。

- (1) 名称 広島市郷土資料館サテライト
- (2) 位置 広島市南区松原町 9 番 1 号

第 12 条第 1 項中「郷土資料館」の右に「（附属展示施設を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。